

第3次京都府地域福祉支援計画(中間案)に対する府民等意見募集の結果

1 意見募集期間 平成30年12月19日～平成31年1月15日

2 意見提出者数 6個人・4団体 計64件

3 御意見(御提案)の要旨と京都府の考え方

章番号等	項目	主な意見	京都府の考え方
第1章	計画の概要	○地域共生社会の定義には専門職や行政の役割も含意されるため、地域住民だけではなく、専門職や行政の関わりも記載してはどうか。	御意見を踏まえ計画本文に追記します。
		○市町村の各分野における共通的に取り組むべき事項を横断的に記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけ市町村の包括的な支援体制を支援することが盛り込まれたことを記載してはどうか。	
第2章	人口構造の変化	○人口構造の変化だけではなく、経済状況の変化や教育・進学率の変化なども記載してはどうか。	経済状況の変化や教育・進学率の変化も重要な指標ですが、本計画において、まずは地域福祉の課題にまつわる指標に絞って記載しました。その上で、各福祉分野の現状と課題において関係する指標について記載することとしております。
	各福祉分野の現状と課題	○障害者の状況と課題で、発達障害者や難病等は盛り込まなくてよいか。	平成27年に策定した「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」では、障害者とは、心身の機能の障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方と定義しています。手帳所持の有無にかかわらず、支援を必要とする様々な方を念頭に施策を検討していくこととします。
	地域福祉の担い手	○地域福祉の担い手について、民生児童委員のみ記載されているが、地区社協やNPO、ボランティア、社会福祉施設などの状況を取り上げてはどうか。 ○課題として、民生委員・児童委員活動や地域福祉活動の推進、生活困窮者などへの支援、情報提供体制の充実などの取組は、高齢者、障害者、ひとり親家庭などの各分野の政策においても関連して推進する必要があることから、各福祉関係計画に「横串」を通す考え方について、定期的な研修などをおこないスキルアップが必要ではないか。	御意見を踏まえ計画本文に追記します。
第3章	基本理念	○「地域の支え手として地域社会の一翼を担う」という表現は、狭い意味での「担い手」という印象を受ける。厚労省でも「住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」を目指すとしており、誰もが主役となり新しい社会、価値をともに創造するイメージの表現にすべきではないか。 ○基本理念において、支え手となることが一番に求められることに違和感を感じる。まずは、個々人の尊厳を守った上で、個人の能力に応じて力を出すことが大切。	基本理念においては、まずは一人ひとりが個人の尊厳を尊重しつつ、地域の支え手となると同時に支えられる存在でもあることを念頭に記述しており、御意見の趣旨を踏まえ、計画に表現します。
第4章	地域において包括的に相談・支援できる仕組みの推進	○絆ネットの強化を図るため、生活支援コーディネーターや自立相談支援事業との統合や連携強化など関係整理ができないか。	地域や仕組みの核となる人や必要な連携のあり方は地域によって様々であり、統一的な関係性を示すのではなく、地域の実情に応じて柔軟に活用されるものと考えております。
	地域のリーダーとなる人材の配置と育成	○絆ネット構築支援事業は2年限定であり、その後の市町村事業として定着方法を提示する必要があり、そのためには、相談員やコーディネーター等の専門職を計画的に配置・整備するよう府の取組目標を明示する必要がある。	府の絆ネット構築支援事業で立ち上げた後は、助成金の活用も含め、自主財源の確保により、計画的に進めていただくよう、市町村に情報提供を行っております。また、本計画においては、取組目標を示して市町村に義務づけすることは考えておらず、本計画を基に各市町村で策定する「地域福祉計画」において位置づけられ、各市町村が主体的に進めていくものと考えています。
		○CSWやボランティアコーディネーターは専門職であり、「地域福祉のリーダー」と位置づけるべきか検討が必要。	地域のリーダーの一例として、CSWやボランティアコーディネーターを記載し、位置付けております。
		○各種コーディネーター等の専門職に横断的な研修機会を設定するなど人材養成の取組を進めることが重要。	計画の実施段階において御意見を踏まえてまいります。
		○民生児童委員等をはじめとする住民が相談を受けたとき、住民が担うべき役割の範囲や、専門機関や行政への「つなぎ」についての考え方を明確にする必要があり、地域住民に向けた活動参加ガイドラインを示すなど、安心して活動しやすい環境づくりを推進する必要がある。	住民の担うべき役割はケースによって様々であり、一律に定義できるものではないと考えます。計画では、「つなぎ」やしやすい環境づくりについて記載しております。また、「つなぎ」については、民生児童委員等の基本的な活動内容であるため、記載については省略しております。
	○地域のリーダーや福祉専門職等の研修機会に対する支援を計画的に実施する必要がある。	民生児童・児童委員、主任児童委員等の研修については、今後も引き続き計画的に実施してまいります。	
地域における包括的に相談・支援体制の構築	○包括的な相談・支援には組織・予算の統合が不可欠。府においても、組織の再編成を積極的に進めることで、予算等についても統合的な運用が可能になる。	各種施策における補助金等の活用については、平成29年3月29日付けで厚労省から「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」として通知が発出されており、市町村において工夫して取り組むことで運用が可能となっております。また、活用できる各種補助金等については、引き続き市町村に情報提供を実施してまいります。	

章番号等	項目	主な意見	京都府の考え方
第4章	地域における包括的に相談・支援体制の構築	<p>○府が進める「京都市地域包括ケアシステム」と本計画で示されている「包括的な相談・支援できる仕組み」は重なる部分が多く、施策の相互関係や今後の展開方策について、整理する必要があるのではないか。</p> <p>○市町村において、行政の福祉関係相談窓口やネットワーク組織は多岐にわたる。「包括的な相談・支援体制」は既存の窓口や仕組みを基に構築する必要があるが、市町村で取り組む際の考え方や手順を示す必要があるのではないか。</p>	京都市地域包括ケアシステムの記載は、市町村における「包括的な相談・支援体制」を構築する際の一例として示しています。そのことを踏まえ、市町村や地域において地域の実情に応じて整理されることが適当であると考えております。
		○市町村における「包括的な相談・支援体制」は、教育機関で把握した子どもの貧困に関する情報など、支援に必要と思われる個人情報をプライバシーに配慮しつつ、共有することが必要。個人情報の取り扱いに関するガイドラインや相談支援体制構築に向けての条例化が必要ではないか。	府の個人情報保護条例に基づき、本人同意を得ることで情報共有は可能と考えておりますので、市町村に対して周知を行い、進めてまいります。
地域で支え合うための人材		<p>○第4章2「地域で支え合うための人材」のタイトルについては、「地域で支え合うための人材、関係機関・団体等の協力」の記載が良いと考える。</p> <p>○「地域活動を担う人材の連携」とあるが、挙がっている3つの主体と「連携」にどのような関係があるのか。</p>	<p>本項では、まず地域活動を担う多様な人材の育成・確保を中心に記述しており、関係機関等との協力や連携については、第4章の1-3、第4章の3まで幅広く記述しています。</p> <p>まずは、地域において地域活動を行う方々が、主体的に活動し、そして、協力して進めることが大切であるということを示しております。</p>
地域福祉の推進役の確保		<p>○社会福祉法人が自主的に地域社会に対する貢献活動に取り組む「京都地域福祉創生事業（わかプロジェクト）」について、活動紹介として掲載できないか。</p> <p>○CSRの取組として、食材提供を通したことも食堂活動団体や社会福祉施設等への支援活動を行っている府社協のフードセンターについて、紹介事例として掲載できないか。</p> <p>○計画に挙げられている以上に、司法関係機関・専門職団体、生協、金融機関、宗教施設、多様なNPO等幅広い協働が広がっている。新しい協力協働の主体をいくつか紹介してはどうか。</p> <p>○「ニッポン一億総活躍プラン」では、小中学校区等の身近な圏域における、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの必要性を位置付けている。社会福祉協議会の項目の中でも、小地域福祉活動を推進する団体について明記してほしい。</p> <p>○公民館等の改修（ユニバーサル化）も含め、小地域福祉活動のための拠点整備を促す施策が必要。</p>	<p>社会福祉法人の取組の一例として掲載します。</p> <p>CSRの取組の一例として掲載します。</p> <p>各市町村の取組については、多くの団体の方の御協力をいただき、連携が進んでおります。取組事例をいくつか紹介させていただくとともに、「絆ネット」のイメージ図にも多くの連携団体として記載しております。</p> <p>御意見を踏まえ、地域での活動について紹介いたします。</p> <p>公民館等のユニバーサル化については、第4章の4に公的な施設の整備を進める旨記載しており、活動場所の確保について、第4章の2において例示して記載しております。</p>
積極的な広報啓発と福祉教育の充実		<p>○福祉教育の目標は若い世代や府民の裾野を拡げることに加え、包摂する社会づくりのためにも重要。そうしたことも福祉教育の目的に位置づけてほしい。</p> <p>○福祉教育、福祉体験学習等を推進する仕組みについての記述が必要。</p> <p>○福祉への入り口づくりとして府社協の「ボランティア入り口デザインプロジェクト」の取組を掲載できないか。地域住民の関心事が福祉につながる仕組みで、広義の福祉教育である。</p>	<p>福祉教育は重要なことであり、本計画に基づき推進してまいります。</p> <p>御意見を踏まえ、福祉教育の一例として紹介いたします。</p> <p>ボランティアコーディネーター配置や資質向上の支援については、社会福祉協議会への支援を通じて支援しており、第4章の2-2において記載しております。</p>
様々な地域福祉課題に対する取組		○アルコール依存症者についても、医療機関や保健所等との連携や、地域住民の理解や協力による地域支援が不可欠であり、「様々な地域福祉課題に対する取組」として位置づけることが大切。 ○依存症者等の回復施設やプログラムの支援も必要。	御意見の趣旨を踏まえて計画に記載することとします。
専門機関との連携による課題の解決		<p>○生活困窮者自立支援制度の任意事業には、府内全市町村での実施には至っていない事業がある。厚労省は2021年度までに全自治体での完全実施を目指しており、府においても年次計画の目標値を設定する必要がある。</p> <p>また、相談支援員の7割以上が非正規職員であり、支援員の処遇改善に向けた具体的措置を講じる必要があると考える。</p> <p>○府社協の生活困窮社会における地域づくり研究会で作成した報告書を全府内での取組となるよう啓発支援をお願いしたい。</p> <p>○就労支援について、企業やNPO、社会福祉法人等との連携が必要。</p>	<p>本計画では生活困窮者自立支援制度の推進を記載しております。市町村においても計画的に実施できるよう支援してまいります。</p> <p>いただいた御意見を参考にしながら、必要な取組を進めてまいります。</p> <p>御意見のとおり、企業、NPO、社会福祉法人等の連携は必要であり、引き続き連携して取り組んでまいります。</p>

章番号等	項目	主な意見	京都府の考え方
第4章	専門機関との連携による課題の解決	○生活困窮者自立支援について、必要な人に情報を届ける仕組みづくりとして、既存のネットワークの活用等の仕組みが必要。「情報窓口の設置」「情報提供冊子の作成」が必要であり、計画に記載をお願いしたい。	生活困窮者自立支援制度については、各市町村において進められておりますので、各市町村に御意見があったことをお伝えいたします。
	制度の狭間に対する支援	○生きづらさを抱える人が困りごとを相談できる仕組みについての啓発活動として、小中学生向けのハンドブックの作成・配付が重要。	京都府教育委員会では、トータルアドバイスセンター事業として、電話・来所・巡回・メール等、悩みを抱く児童生徒・保護者等を対象に教育相談を実施しています。その窓口を含め、京都府で行っている様々な相談活動を広く周知するために、「子どもと保護者の相談マップ」を作成し、小中高・特別支援学校の児童生徒を対象に、毎年配布をしています。また、新たな教育相談体制の構築として、今年度、中高生を対象にLINE相談を試行的に行っております。
		○特に若者向けに市町村における電子メールなどを活用した相談受付体制の整備が必要であり、取り組み例の一つとして反映をお願いしたい。	近年、若者のコミュニケーション手段が電話からSNSに移行していることから、こうした若者の自殺対策として、厚生労働省・文部科学省が連携してSNSを活用した相談体制整備について実践的研究を行っているところであり、その成果も踏まえ、今後、京都府としても検討してまいります。
		○司法との連携、また、検察庁や刑務所に配置されている社会福祉士との連携が不可欠。	再犯防止の取組として記載しております。
		○府社協が府から受託実施している京都フードセンターについて、記載をお願いしたい。また、子どもの貧困は家庭や社会全体の貧困課題であることから、生活困窮者全般を対象に支援するフードセンターの方向性を計画化し、その際、農林水産部局で行っているフードロス削減、消費生活部局でのエンカ消費の取組みなどとの共有目標の設定をお願いしたい。また、府内で活動するフードバンク活動への支援についても検討願う。	御意見を踏まえ、「フードセンター」について記載します。その他については、関係部局へ御意見があったことをお伝えいたします。
	人にやさしいまちづくり	○煙草の煙や蒸気は障害者の社会的障壁となりうるため、「建築物や道路、公園、鉄道駅舎等の施設禁煙の推進」についても取り組みの方向に記載願いたい。	多数の方が利用する施設においては、改正後の健康増進法を遵守することはもとより、より一層の受動喫煙防止対策の推進に努めてまいります。
	安心して福祉サービスを利用できる仕組みづくり	○化学物質過敏症により、福祉サービスの利用に支障をきたすことがある。介護ヘルパー等に着用する衣服の香り（有害化学物質）への配慮・対応してほしい。	福祉サービスの利用に関する御意見として、福祉サービスが適切に行われるよう関係部署に情報提供させていただきます。
		○社会福祉協議会が担う「地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）」について、引き続き事業への財政支援が必要。	本文に記載のとおり、引き続き事業について支援してまいります。
		○市町村における権利擁護支援の仕組みづくりには、財政や人材確保などの課題があり、中核機関の設置に関する支援の具体策や市町村共同実施についての支援など、府が広域的かつ専門的な見地から支援を行うことが求められているため、計画に位置づける必要があると考える。 また、特に一部地域では専門職を含む人材不足が深刻であり、法人後見事業の実施や市民後見人の養成、法人後見事業実施団体への財政支援が必要であり、計画に整備目標を掲げる必要があるのではないかと。	
		○成年後見制度利用促進法が制定されたなか、府として利用促進を積極的に支援する方策を示した方がよい。	
		○福祉サービス利用援助事業の利用が飽和状態にあるなかで、普及啓発も大切だが、体制整備が必要であることを明らかにすべき。	
		○現計画では第三者評価事業も福祉サービスの質の向上と利用者の選択のための位置づけとして記載されている。さらに取組が進むよう計画に位置づけをお願いしたい。	
	○運営適正化委員会の体制整備並びに施設・事業所における苦情解決体制の整備への支援強化について計画に記載をお願いしたい。	本文に記載のとおり、引き続き事業について支援してまいります。	
災害時にも強い地域福祉	○災害発生の際は、避難をした後に復旧を目指すため、計画に記載する順もそれに準ずるべきではないかと。	御意見を踏まえ、時系列に沿った記述といたします。	
	○地域福祉の推進において「防災」はわかりやすく、協力を得やすいキーワード。府内、市町村社協の災害ボランティアセンターに専任職員を配置できる支援をお願いしたい。	本文に記載のとおり、引き続き事業について支援してまいります。	
いち早い日常生活の復旧に向けた支援	○市町村行政に求めることとして、災害時の市町村災害ボランティアセンターへの予算確保や人的・物的支援、情報提供があり、その支援をお願いしたい。	本文に記載のとおり、引き続き事業について支援してまいります。	
	○毎年のように自然災害が発生するなかで、市町村災害ボランティアセンターが恒常的・安定的に事業推進ができるよう府による支援事業の創設について検討をお願いしたい。		

章番号等	項目	主な意見	京都府の考え方
第4章	いち早い日常生活の復旧に向けた支援	○「大規模災害時に他府県の受入、支援体制の充実を図る」とあるが、具体的にはどのような内容か。	他府県からのボランティアの受け入れ体制の整備をはじめ運営職員の確保など、市町村災害ボランティアセンターと府災害ボランティアセンターが連携して取り組んでいる内容となります。
		○京都災害時NPO等ネットワークとの連携による災害時のNPO活動の支援も位置づけてほしい。	御意見を踏まえ計画本文に追記します。
第4章及び第5章		○「児童の福祉」に関して、虐待が主で、少子化や子育てなどは含まれていない。府と市町村の整合は取れているのか。	子育ての支援、少子化への対策については、それぞれ「京都府子育て支援新計画」、「京都府少子化対策基本計画」を策定し推進しております。
全体		○福祉の地域づくりのイメージを具体的に描くために、実現目標や達成度合いについての数値化について検討をお願いしたい。	本計画は、各種施策を効果的に推進し、市町村が策定する「地域福祉計画」の作成のガイドラインなるものであり、地域の実情に応じ、各市町村が取組を進めていくものと考えております。
		○この計画期間に取り組む特に重要な施策が分かりづらいので、もう少し踏み込んだ表現で記載してはどうか。	計画に掲げる府の取組の方向の大きな5つの項目が特に重要な内容として進めており、個々の取組を市町村等と連携して進めてまいります。
		○市町村への説明などを通し、実効性のある計画としていくことが重要。	計画策定に当たっては、市町村にも意見を求めながら進めてきたところです。計画策定後は、市町村への説明会を実施するなど、実効性を高めてまいります。